

第一次募集要項等正誤表

資料 第一次募集要項

頁	章・節	誤	正
7	第3 1.(2)(二) ()1) ア d	建築物の高さ <u>20mを越えること</u>	建築物の高さ <u>20m以上</u>
9	第3 1.(2)(二) ()2) ア	工事監理者及び建築監理主任技術者については、... システム一式を含むこと。また、 <u>建築主任技術者</u> については、 <u>躯体、外装及び内装を含むこと</u> 。	工事監理者及び建築監理主任技術者については、... システム一式を含むこと。また、 <u>建築監理主任技術者</u> については、 <u>躯体、外装及び内装を含むこと</u> 。
10	第3 1.(2)(二) ()3)	次のアからウの各工事に携わる建設企業は、... 配置できること。また、3(5)に挙げる第一次提案書等の提出時点において、 <u>管理技術者又は主任技術者</u> を... 次の要件を満たしていなければならない。	次のアからウの各工事に携わる建設企業は、... 配置できること。また、3(5)に挙げる第一次提案書等の提出時点において、 <u>監理技術者又は主任技術者</u> を... 次の要件を満たしていなければならない。
11	第3 1.(2)(二) ()4)	エジプト及び近隣国における延床面積 1,500 m ² 以上の施設において、第2 3.(3)(口)() ~ () 及び() ~ ()の業務の実績を有する者。	エジプト又は近隣国における延床面積 1,500 m ² 以上の施設において、第2 3.(3)(口)() ~ ()() ()を除く)の業務の実績を有する者。
11	第3 1.(2)(二) ()4)	エジプト及び近隣国における 4,000 m ² 以上の敷地を有する施設において、第2 3.(3)(口)()の業務の実績を有する者。	エジプト又は近隣国における 4,000 m ² 以上の敷地を有する施設において、第2 3.(3)(口)()の業務の実績を有する者。
15	第3 3.(5)(二)	別添資料2「在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業 第一次審査 様式集」の .に記載の3. ~ 41. の各書類について、指定した部数を提出すること。	別添資料2「在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業 第一次審査 様式集」の .に記載の3. ~ 41. の各書類について、指定した部数を提出すること。 <u>なお、別添資料2「在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業 第一次審査 様式集」の .に記載の3. ~ 41. の各書類のうち、3.(様式3) 5.(様式5) 38.(様式31) ~ 41.(様式34)を除いては、受付期間を平成16年6月9日(水)~6月10日(木)10時~12時 13時30分~17時とすることを認める。この場合にも、受付方法は上記(口) 受付場所は上記(八)の通りとし、指定した部数を提出すること。</u>

頁	章・節	誤	正
19	第5 1.(1)(イ)	平成17年4月から2年程度(3年を超えない範囲)以内に在エジプト日本国大使館事務所にかかる建設工事を適正な期間で <u>完成</u> させること。	平成17年4月から2年程度(3年を超えない範囲)以内に在エジプト日本国大使館事務所にかかる建設工事を適正な期間で <u>竣工</u> させること。
22	第5 1.(4)(イ)	減額の対象となるサービスは、...算定上の減額値が当期の維持管理を超える場合は、施設費等も措置の対象とし、業務不履行の改善が確認できるまで当期の施設等について支払いの留保を行う。	減額の対象となるサービスは、...算定上の減額値が当期の維持管理費等を超える場合は、施設費等も措置の対象とし、業務不履行の改善が確認できるまで当期の施設費等について支払いの留保を行う。
26	第5 7.(2)(イ) ()	保険の対象：本件施設(在エジプト日本大使館事務所)の建設工事	保険の対象：本件施設(在エジプト日本大使館事務所)

資料 (添付資料1) リスク分担表(案)

頁	章・節	誤	正
-	48	計画地の土壤汚染に関するもの	計画地の土壤汚染等に関するもの

資料 (添付資料2) 業務範囲一覧表

頁	章・節	誤	正
-	(1)	付帯設備	付帯備品

資料 (別添資料2) 様式集

頁	章・節	誤	正
7	構成員 (代表企業) 構成員 協力企業	<本事業における役割(設計・監理・建設・維持管 理・その他)>	<本事業における役割(設計・監理・建設・保全・ 入構管理・その他)>
10~12 15 17~18 21 24	応募要件 b	構造 鉄骨造及びRC造	構造 鉄骨造又はRC造
10~12 15 17~18 21 24	応募要件 d	建築物の高さ <u>20mを越えること</u>	建築物の高さ <u>20m以上</u>
10~12 15 17~18 21 24	構造	鉄骨造及びRC造	鉄骨造又はRC造
17	応募要件	平成6年4月1日以降に同種業務(完成・引渡しが 完了したものであって、 <u>基本設計及び実施設計</u> に携 わったものに限る。)に携わった実績を有する <u>管理技 術者を配置すること。</u>	平成6年4月1日以降に同種業務(完成・引渡しが 完了したものであって、 <u>工事監理</u> に携わったもの に限る。)に携わった実績を有する <u>工事監理者</u> を配置す ること。
18	応募要件	平成6年4月1日以降に同種業務(完成・引渡しが 完了したものであって、 <u>基本設計及び実施設計</u> に携 わったものに限る。)に携わった実績を有する <u>管理技 術者を配置すること。</u>	平成6年4月1日以降に同種業務(完成・引渡しが 完了したものであって、 <u>工事監理</u> に携わったもの に限る。)に携わった実績を有する <u>建築監理主任技術者</u> を配置すること。
19	応募要件	平成6年4月1日以降に同種業務(完成・引渡しが 完了したものであって、 <u>基本設計及び実施設計</u> に携 わったものに限る。)に携わった実績を有する <u>管理技 術者を配置すること。</u>	平成6年4月1日以降に同種業務(完成・引渡しが 完了したものであって、 <u>工事監理</u> に携わったもの に限る。)に携わった実績を有する <u>電気設備監理主任技 術者</u> を配置すること。

頁	章・節	誤	正
19	担当する役割	電気設備管理主任技術者(昭和54年建設省告示1206号における別表第2、1設計における(6)に関する実施設計図書に基づく工事監理の補助)	電気設備監理主任技術者(昭和54年建設省告示1206号における別表第2、1設計における(6)に関する実施設計図書に基づく工事監理の補助)
20	応募要件	平成6年4月1日以降に同種業務(完成・引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計に携わったものに限る。)に携わった実績を有する管理技術者を配置すること。	平成6年4月1日以降に同種業務(完成・引渡しが完了したものであって、工事監理に携わったものに限る。)に携わった実績を有する機械設備監理主任技術者を配置すること。
21	応募要件	平成6年4月1日以降に同種業務(完成・引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計に携わったものに限る。)に携わった実績を有する管理技術者を配置すること。	平成6年4月1日以降に、元請として完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、複数の建設企業が工事を共同して行う場合にあっては、そのうち1者が(工区又は工事種目(以下「工区等」という。)ごとに分担して行う場合にあっては、それぞれの工区等ごとに1者が)当該施工実績を有すること。
22	応募要件	平成6年4月1日以降に同種業務(完成・引渡しが完了したものであって、施工に携わったものに限る。)に携わった実績を有する管理技術者を配置すること。	平成6年4月1日以降に、元請として完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす電気設備の新営工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、複数の建設企業が工事を共同して行う場合にあっては、そのうち1者が(工区又は工事種目(以下「工区等」という。)ごとに分担して行う場合にあっては、それぞれの工区等ごとに1者が)当該施工実績を有すること。

頁	章・節	訂正前	訂正後
23	応募要件	平成6年4月1日以降に同種業務（完成・引渡し が完了したものであって、 <u>施工に携わったものに限る。</u> ）に携わった実績を有する管理技術者を配置すること。	平成6年4月1日以降に、元請として完成・引渡し が完了した、次の基準を満たす衛生設備の新営工 事を施工した実績を有すること（共同企業体の構 成員としての実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。）。なお、複数の建設企業が工 事を共同して行う場合にあつては、そのうち1者 が（工区又は工事種目（以下「工区等」という。） ごとに分担して行う場合にあつては、それぞれの 工区等ごとに1者が）当該施工実績を有すること。
27～32	応募要件	エジプト及び近隣国における...施設において、... 業務の実績を有する者。	エジプト又は近隣国における...施設において、... 業務の実績を有する者。

以上